

令和5年度 北多摩南部地域保健医療協議会生活衛生部会 会議録

【日時】 令和6年2月21日（水曜日）午後1時32分から午後3時01分まで

【会場】 東京都多摩府中保健所 5階 講堂

【出席委員】 11名（欠席委員 1名）

職名	氏名	備考
武蔵野市医師会会長	中嶋 伸	
府中市薬剤師会会長	中村 徳浩	
元東京都福祉保健局食品医薬品安全担当部長	鈴木 達夫	
公募委員(調布市)	鈴木 健太郎	
府中市立府中第六小学校長	宮内 和夫	
東京都府中食品衛生協会会長	石川 明男	
東京都狛江調布環境衛生協会会長	富永 正敏	
多摩府中給食施設協議会会長	井村 亮太	
調布警察署長	尾門 出	欠席
府中市福祉保健部長	柏木 直人	
小金井市福祉保健部長	大澤 秀典	代理出席
多摩府中保健所長	田原 なるみ	

(敬称略)

【会議次第】

- 開 会
- 保健所長あいさつ
- 委員紹介
- 議 事
 - 薬事衛生対策について
 - 環境衛生対策について
 - 食品衛生対策について
 - 保健栄養対策について
 - 令和5年度課題別地域保健医療推進プラン
大学生及び事業所若手社員等に向けた食育の推進
～「ちゃんとごはん」習慣で自分の健康を守ろう！～
 - 東京都北多摩南部地域保健医療推進プラン 最終評価(案)について
 - 東京都北多摩南部地域保健医療推進プラン 改定骨子(案)について
- 報告事項
 - 能登半島地震における対応について
- 閉 会

令和5年度北多摩南部地域保健医療協議会

生活衛生部会

2024.02.21

開会：午後1時32分

【平井生活環境安全課長】 皆様お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから、令和5年度北多摩南部地域保健医療協議会生活衛生部会を開催させていただきます。

委員の皆様には、大変お忙しい中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。私は、多摩府中保健所生活環境安全課長の平井でございます。議事に入るまでの間、進行役を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日の会議は、会場とウェブとのハイブリッド開催となっております。途中、通信環境の影響等による不具合などが生じる可能性がございますが、御理解と御協力のほど、よろしくお願いいたします。

また、本会議は原則公開となっております。ホームページにおいて会議傍聴の御案内をいたしました。申込みはございませんでした。会議録は、後日、当所のホームページに掲載いたします。

ここで、御出席の委員の皆様運営上の御案内がございます。ウェブで御出席の委員におかれましては、音声聞き取れないなどの不具合が生じましたら、チャットにて御連絡をお願いいたします。また、カメラは常時オン、マイクはミュートにいただき、御発言の際にオンにいただき、発言後はミュートにお戻しいただきたいと思っております。

また、御発言いただく際には、挙手の上、部会長から指名を受けてから御発言をお願いいたします。会場にお越しの委員におかれましては、その場で挙手を、ウェブ参加の委員におかれましては、画面上の挙手ボタンを押していただきますようお願いいたします。

続きまして、会議資料の確認をさせていただきます。お手元の会議次第の下方に資料一覧として記載されております。資料1から資料7-2までの9種類。別添として協議会設置要領、参考資料として、カラー印刷されたチラシと厚紙にカラー印刷されている三角POP、そして、次第には記載されておられませんけれども、「ご意見シート」と回答票、出席者名簿。会場の方には座席表もお配りしてございます。

そのほか、会場には、東京都北多摩南部地域保健医療推進プランの冊子がございます。

こちらは貸出し用となっておりますので、会議終了後はそのまま机の上に置いていただきますよう、お願いいたします。

資料は以上でございます。不足がございましたら、挙手にてお知らせください。大丈夫でしょうか。ウェブ参加の方も、不足等ございませんでしょうか。では、大丈夫のようですので、続けさせていただきます。

続きまして、多摩府中保健所長の田原より御挨拶させていただきます。

【田原保健所長】 皆様、こんにちは。保健所の田原でございます。ハイブリッドの関係で、このまま着座で御挨拶をさせていただきます。

皆様、本当に本日は大変お忙しい中、部会の御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。また、会場にお越しいただきました委員の皆さんには、昨日と打って変わったの天候で、本当に感謝申し上げます。また、日頃より、当保健所の事業運営に格別の御配慮を賜りますことを重ねて御礼申し上げます。

御存じのとおり、本年は、元日に能登半島地震が発生するなど、大変な年明けとなってしまいました。本日御出席の皆様の御関係でも、支援に入ってくださいなど、御活動されていると伺っております。保健所におきましても、保健師班、DHEAT班として被災地支援に入っているところでございます。本日、最後に少しお時間いただきまして、保健所の対応などを報告をさせていただきたいと思っております。

さて、昨年10月の協議会でお話いたしましたように、今年度は、平成30年度に作成いたしましたプランの計画期間の最終年度となっております。協議会の下、3つの部会において、現行プランの最終評価案と次期プランの骨子案について御意見をいただくこととしております。また、本日の会議は、前半では、プランにも関わってまいります、薬事衛生、環境衛生、食品衛生、保健医療など、当部会の関連事業についても御説明をさせていただきます。

限られた時間ではございますが、委員の皆様の活発な御意見をお願いいたしまして、私からの御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

【平井生活環境安全課長】 では、続きまして、委員の皆様の御紹介ですけれども、10月に開催いたしました協議会で皆様の御紹介をさせていただいておりますので、お手元の委員名簿を御参照いただければと存じますけれども、本日初めて御出席いただく委員、代理出席の方、そして御欠席の委員について御紹介いたします。

まず、府中市立第六小学校長の宮内委員でございます。

【宮内委員】 (目礼)

続きまして、府中食品衛生協会会長の石川委員でございます。

【石川委員】 よろしく申し上げます。

【平井生活環境安全課長】 小金井市福祉保健部長の代理として御出席いただきました、健康課の伊藤課長様でございます。

【伊藤課長】 (目礼)

調布警察署長の尾門委員におかれましては、欠席の御連絡をいただいております。

保健所の職員につきましても、座席表のとおりとなっております。

なお、部会長につきましては、10月に開催いたしました協議会において、委員の互選により鈴木委員が選出されております。早速で恐縮ですが、鈴木部会長から一言お願いいたします。

【鈴木(達)部会長】 部会長を仰せつかりました鈴木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

今回は、保健医療推進プランの改定ということで、6年間の現行のプランがこの3月で終わるようではございますけれども、ちょうど4年前に、コロナが始まって、いろいろ大変厳しい6年間だったと思います。保健所の皆さんは大変御苦労されたかと思います。そういう話も含めながら、今回、令和6年度からの新しい6年間のプランを作りたいと思いますので、皆さんの御協力をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

【平井生活環境安全課長】 ありがとうございます。

それでは、改めまして、鈴木部会長に議事の進行をお願いいたします。

【鈴木(達)部会長】 早速ですけれども、それでは、議事に入らせていただきます。

本日は、議事6、議事7に、推進プランに関する議事がございますので、まず議事1から議事5について、事務局より続けて御説明をお願いいたします。

【平井生活環境安全課長】 議事1から議事5につきましては、生活環境安全課の分野別の主な事業の報告となりますので、各担当から説明させていただきます。

【河野統括課長代理(薬事指導担当)】 それでは、まず薬事衛生対策についてですけれども、こちらについては、3つの目標を掲げております。

まず1番、1つ目。「医薬品の品質・安全性の確保」というところなんですけれども、これからオンライン診療が進んでいく中で、薬局に行かないで自宅などで服薬指導を受けて、

薬は郵送で受け取るという流れが一般化しつつある中で、オンライン服薬指導が適正に実施されることによって、患者が安心・安全を実感できるように監視指導を行っていきたいと思います。

次に、2つ目としましては、「かかりつけ薬剤師・薬局の育成」というところですが、ここでちょっと訂正させていただきたいのが、資料の訂正です。(3)の地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局の制度。こちらは、令和2年に始まったと書いてありますが、これは令和3年に始まったというところになりますので、申し訳ありませんが、3年というところで、訂正させていただければと思います。

こちらにつきましては、まず(4)なんですけれども、当所独自の重点項目を挙げさせていただいております。こちらにつきましては、薬剤師が処方箋受付時以外に必要な応じて行う継続的な服薬指導について、監視指導を行っていきます。これにより、薬剤師の対人業務の強化につなげたいと考えております。

3つ目、「薬物乱用防止対策」。こちらについても、当所独自の重点項目を挙げておりまして、医薬品のオーバードーズが社会問題化していることもありまして、濫用等のおそれのある医薬品の販売を行っている薬局等に対して、濫用防止対策の実施状況の確認など、監視指導を徹底していきたくて思っております。

具体的に御説明させていただきますと、まず基本的なものは、店内在庫の該当品の把握です。これはリスト化されているかどうかとか、通知で、濫用のおそれのある医薬品とされている成分以外の医薬品についても濫用されてきておりますので、そういったものも把握しているかどうか。あとは、オーバードーズ対策につきましては、若年層への服用目的の聞き取りなど、こういったことを積極的に行うことによって、相談へのきっかけづくりにつながっているか。こういったところについても監視指導を行っていきたくて思っております。

薬事衛生対策については、以上になります。

【河野統括課長代理(環境衛生第一担当)】　　続きまして、環境衛生対策についてでございますが、環境衛生施設は、都民の日常生活に密接な関係を持つ理容所・美容所、クリーニング所、公衆浴場等の施設がございます。これら、関係法令に基づき許可確認を行うとともに、立入検査等を実施して公衆衛生の向上を図ってまいりたいと思っております。

環境衛生関係施設数と監視指導数については、下の表のとおりとなっております。

続きまして、レジオネラ症対策でございますが、環境衛生関係施設における対策といた

しまして、循環式浴槽を有する公衆浴場、旅館、並びに加温装置のあるプールについて、レジオネラ症対策の指導を行っております。休業中の施設を除き、全施設に立入検査を実施しておりますが、令和5年に関しましては、レジオネラ菌が検出された施設は16施設となり、前年度よりも増加しております。

しかし、レジオネラ属菌を検出した施設に対しましては、検出菌数に応じた対応、洗浄・消毒を指導し、安全確保のため再検査を行い菌の不検出を確認しておりますことを申し添えさせていただきます。

続きまして、社会福祉施設等における対応でございますが、感染リスクの高い高齢者などが利用する社会福祉施設等に対しましても、当保健所におきましては、毎年独自に、自主管理点検票を回収し、管理状況を確認するとともに、維持管理が適切でない施設を訪問し、消毒や水質検査等の維持管理について助言を行っております。また、レジオネラ症対策に関する講習会を開催しておりますが、令和5年度につきましては、公衆浴場、旅館、加温プールを対象に、講習会を実施し、これはハイブリッド開催という形で実施いたしました。

このほか、延べ床3,000平方メートル以上の多人数が利用する事務所や店舗などの特定建築物に対する監視指導、貯水槽水道、つまり、これは専用水道であるとか簡易専用水道等の貯水槽を有して水を供給する施設ですけれども、こういった施設から個人利用の飲用井戸に至るまで、飲用に供する水の衛生管理・安全確保のために、指導助言を行っております。こういった指導を行うことで、環境衛生の対策を進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

【栗原統括課長代理（食品衛生第一担当）】 では、続きまして資料3、食品衛生対策について御説明させていただきます。

まず1番目、食中毒の発生状況について、簡単に御説明させていただきます。食中毒は、年度ではなく年で集計しております。令和5年につきましては、速報値という形になりますが、事件数で137件で、直近2月15日現在ですと、患者数が資料より若干増えて878名という形になってございます。

内訳としては、アニサキス、カンピロバクター、ノロウイルスが上位3位を占めておりまして、この傾向というのは、ここ数年の傾向でございます。令和3年、令和4年と、コロナ禍の状況下で食中毒事件は減っておったんですが、コロナの5類移行以降、人流が増えていくということもあってか、昨年は137件と、平均よりも多い事件数が起こってい

るところでございます。病因の内訳等は、(3)にお示ししております。

一方、当所、多摩府中保健所管内での発生状況につきまして、(4)、(5)でお示しさせております。残念ながら、昨年3件の食中毒事件がございました。昨年の1月には、飲食店で複数日にわたって調理従事者によるノロウイルス汚染が疑われる事件で101名という大規模な食中毒がございました。また、4月にアニサキス、12月には高齢者施設でのウェルシュ菌の食中毒が発生してございます。引き続き食中毒対策として、監視指導及び普及啓発に努めていくところでございます。

その他、食品関係の監視指導、自主管理、また普及啓発については、お配りしております資料を御覧いただければと思いますが、1点、2番の(4)、HACCPの取組支援について、補足させていただきます。

令和3年の6月に改正食品衛生法が完全施行され、その中で全ての食品関係事業者の方に、HACCPによる衛生管理というのが義務づけられております。私ども、当保健所におきましては、関係団体と協力して作りました衛生管理ファイルの活用ですとか、その他、厚生労働省のほうで認可を受けている手引書に基づくHACCPへの取組といったことを導入・支援していくということで、監視等の際、あるいは実地検査等で定着に向けて取り組んでいるところでございます。

また、事業としまして、HACCP相談会ということで、外部の講師を招きながら、その衛生管理ファイルの作り方といったことを行う講習会・相談会を実施しております。一昨年になりますが、令和4年度実績では、全部で20回、167名の方に参加していただいているところでございます。引き続きHACCPの導入・定着を支援していくということで取り組んでいくところでございます。

食品衛生からは、以上でございます。

【松本統括課長代理(保健栄養担当)】 続きまして、保健栄養担当事業について御説明いたします。資料4を御覧ください。

担当の事業としては、4つ掲げております。1つ目は、「地域における食生活改善普及事業」です。地域住民が生活習慣の改善に負担感なく取り組める環境を整備し、生活習慣病の発症や重症化の予防を図ることを目的に実施している事業です。

具体的には、関係機関等の連携会議を実施しております。この会議では、令和3年度まで、高齢者のフレイル対策をテーマに取り組みましたが、令和4年度からは、この後詳しく御説明しますが、若い世代に向けた食育推進について取り組みました。そのほか、都民

の野菜摂取量の増加と野菜を摂りやすい環境の整備を図るため、食品衛生協会等の御協力を得て、平成26年から、1食当たり120グラム以上の野菜を使用したメニューがあるお店を「野菜メニュー店」として募集・紹介を行っています。

さらに、当保健所では、野菜メニュー店において、1食当たり120グラム以上の野菜を使用し肉類も入っているメニューを、「ちょこっとミートメニュー」と位置づけ、特にたんぱく質が不足しがちな高齢者に気軽に利用していただけるよう、普及を図っています。

2つ目は、「特定給食施設指導」です。健康増進法に基づき、特定かつ多数の者に対して継続的に食事を提供する施設のうち、栄養管理が必要なものとして厚生労働省で定めるもの、これを特定給食施設と言いますが、こちらに対し、施設の特性に応じた栄養管理等が行われるよう、指導・助言を行っています。

主な内容としましては、施設巡回などの個別指導、栄養管理講習会等の集団指導、管理栄養士必置施設への調査や指導、優良施設として知事賞の候補施設等の推薦、地区給食施設協議会への活動支援などがあります。

3つ目は、「栄養表示等普及促進事業」です。食品表示法に基づく栄養成分表示、及び健康増進法に基づく誇大表示の禁止等について、食品関連事業者に対する指導や啓発等を行っています。主な事業内容としては、表示に関する相談・指導のほか、表示講習会の開催、販売店舗等への立入検査、広報等、普及啓発等があります。

最後に、その他の事業として、健康増進法に基づき国民健康・栄養調査を実施しています。

また、健康づくりに関わる人材の育成を目的として、健康づくり調理師研修会や地域活動栄養士の育成・支援、管理栄養士養成施設学生の実習指導等にも取り組んでいます。

保健栄養対策は以上になります。

続きまして、「令和5年度課題別地域保健医療プラン「大学生及び事業所若手社員等に向けた食育の推進」～「ちゃんとごはん」習慣で自分の健康を守ろう！」について御説明します。資料5を御覧ください。

保健栄養担当では、令和4年度と令和5年度の2年計画で、若い世代に向けた食育推進事業を実施しました。本事業は、偏った食事の習慣化は、将来の生活習慣病など健康障害のリスクを高めるおそれがあるということを踏まえて、若い世代が自ら毎日の食事を見直し、より健康に暮らすための知識を得るとともに、実践意欲を高めることを目的として実施しました。

取組の全体の目標としては、関係機関が横のつながりを意識して協働することや、若い世代に向けた健康的な食生活の実践を促すための動画を制作することを掲げ、管内の大学や事業所からも委員を招いた会議を開催し、顔の見える関係を築くとともに、動画の内容について検討を重ねました。動画は、令和4年度に大学生向け、令和5年度に若手社会人向けを制作しました。

それでは、若手社会人向けの動画を御覧ください。

(動画上映)

【松本統括課長代理（保健栄養担当）】 お時間の関係もありまして、途中までで恐縮ですが、本日、参考資料として、こちらのチラシ等をおつけしております。こちらの2次元コードから御覧いただくことができますので、ぜひお帰りになられてから、最後まで御視聴いただければと思います。

こちらの事業は、年度末に向けては2つの動画についてチラシ等を用いた管内給食施設及び関係機関等への普及啓発の継続と事業のまとめと評価を行う予定であります。

課題別事業につきましては、以上になります。

【鈴木（達）部会長】 ありがとうございます。質疑につきましては、この後説明のある推進プランにも関わる内容ですので、後ほどまとめてお時間をつくらせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、議事6、推進プラン最終評価（案）について、事務局から御説明をお願いいたします。

【飯田副所長】 飯田でございます。それでは、最終評価について御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、資料6-1を御覧いただきたいと思っております。こちらは、最終評価についてということで、前回協議会でもちょっと御説明した内容ですが、簡単にもう一度お話をさせていただきます。

プランは、1番に書いてありますとおり、取組目標が設定されておりまして、それに向かって、関係者が役割分担に応じて取り組む計画になっております。

プラン自体は、全部で24の項目と全64の取組できておりまして、それぞれの項目ごとに指標の設定をさせていただいております。

3番に書いてありますとおり、令和5年度が最終評価を実施するということになっておりますので、今回最終評価をいたします。

最終評価の実施方法につきましては、4番の(1)のとおり、それぞれの項目について、A、B、C、Dという4段階評価ということを行います。その評価に当たりましては、まずは取組の実施主体であります保健所と6市が取組等について自己評価をいたしまして、これを事務局が数値化して評価案を作成しております。

本日は、この評価案を御議論いただくということで、具体的に御議論いただくのは、資料6-1の下に書いてあります、生活衛生部会では5つの項目について御議論いただきまして、この結果を来年度の夏の協議会で再度御検討いただくというような流れになっております。

その内容ですけれども、資料6-2を御覧いただいて、表紙をおめくりいただきまして、A3判のものが、この5項目についての最終評価の概要をお示ししております。下には、A4判でさらに詳しい個別の項目ごとの取組状況ですとか指標の推移、あるいは課題、加えまして、評価について具体が記載されております。本日は、ちょっと時間の関係もございますので、A3判の概要版のほうでお話をさせていただきたいと思っております。

ではA3版のほうを御覧いただきたいんですけれども、まず1つ目の項目、第1章、第1節、2の「健康づくりと食環境整備」についてでございます。こちらは一番左に項目が書いてございますが、こちらでは、計画上、取組としてマルが3つ書いてありまして、食生活の実践ですとか食環境の整備等々が掲げられております。こちらについては、評価指標として、黄色で塗ってあるところになります。野菜摂取に関する情報提供に取り組む給食施設を増やすということが計画上の目標になっておりました。

これの取組状況でございますけれども、まずは今度は一番右のほうで、備考のところを書いてありますのと、先ほど具体の説明もございましたけれども、食からの健康づくりに関する普及啓発の充実を図ったり、関係者との連携強化を、市・保健所共、着実に取り組んだと。先ほど動画のお話などもありましたけれども、取り組んだということと、ちょっと右側に戻っていただきますと「最終評価」と書いてある指標の数字も、指標ベースラインの56.7%から62.4%ということで増加もしておりますので、最終評価としては、一番右側のほう、Aと、「達成」ということで考えております。

それから、2番目です。第2章、第1節、「食品の安全確保」につきましては、取組は、例えば総合的な食品衛生対策の推進など4項目を取組として掲げまして、指標については、マニュアル・点検表等による自主衛生管理の実施施設数を増やすということで設定しておりました。

こちらにつきましても、先ほど取組の状況は御説明させていただきましたが、右のほうの備考欄のとおり、法の施行に基づきまして、HACCPの制度化に関します講習会・相談会などを行うとともに、監視指導なども通じまして支援したということで、取組はほぼ適切にできたということと、施設数につきましても、最終評価の欄で、マニュアル作成施設数、点検記録実施施設数ともに、こちらの数になっているということで、評価としては、「ほぼ達成」のBということで置いております。

それから3番目の、第2節、「生活環境衛生対策」につきましても、例えば取組につきましては、環境衛生施設の効率的・効果的な立入検査及び自主管理の推進等の取組を置いておきまして、こちら先ほど具体的な取組の内容を説明したところでございます。

また、指標につきましては、レジオネラ属菌検出件数を減らすということで設定をしておいたところでございます。

こちらにつきましては、また右側の備考欄のほうに書かせていただきましたとおり、先ほどの御説明のとおり、検出件数については、当初の時点では7件だったものが、今回、令和4年度実績で9件ということで、ちょっと増えてしまったということで、数字としては達成はできていなかったんですけども、検査ですとか指導については、必要な取組を着実に実施できたと考えております。これをちょっと総合的に勘案しまして、C、「やや遅れている」というような評価で置かしていただいております。

それから、次です。「アレルギー疾患対策」につきましても、取組といたしましては、アレルギー疾患に対する正しい情報提供等ということで取組を目標にいたしまして、指標に対しましては、情報提供や普及啓発を充実するということが指標、目標を置いておりました。

こちらの取組状況につきましても、先ほどお話しいたしました、備考欄に記載のとおり、保健所のほうでは、先ほど申したような普及啓発を、花粉症の関係も含めまして行っただと。それから各市さんでも、アレルギーに関する研修等を行っていただいたということで、指標の関係につきましても、おおむね取り組めたということで、総合的には「ほぼ達成」のBということで置いております。

それから最後、第4節につきましては、「医薬品の安全確保及び適正使用」ですけども、こちらについても取組を品質・安全性の確保等ということで置き、また指標につきましては、サポート薬局の届出数を増やすということで置いておりました。

こちらにつきましても、備考欄に記載のとおり、監視指導等を施設に行ったり、薬事講

習会についても、オンデマンド配信なども含めて取り組んだということ。それから指標につきましても、当初と比べると増加したということで、「ほぼ達成」のBということで置かしていただいております。

事務局のほうの最終評価の案の御説明は以上でございます。

【鈴木（達） 部会長】 ありがとうございます。最終評価の案について事務局から案が示されましたけれども、何か御意見・御質問はございますでしょうか。委員の皆さん、いかがでしょうか。

無いようでしたら、後ほど新しい改定骨子案の説明後に、御質問の時間を設けておりますので、資料1から資料5も含めて、そちらの時間で御質問いただければと思います。

それでは、次に議事7、推進プランの改定骨子案について、事務局から御説明をお願いいたします。

【飯田副所長】 それでは、プランの改定につきまして、資料7-1で改めまして、ちょっと概略のほうも一度御説明させていただきます。

プランの改定についてということで、プランの趣旨と位置づけにつきましては、現行のものとは基本的に変わりません。

計画期間については、令和6年度からの6年間ということで、進行管理につきましても、今回と同様に協議会で状況を検証・評価すると。また、中間年度に当たる令和8年度と最終年度の令和11年度に評価をするということを考えております。

それから、プランの構成につきましては、項目につきましては前回の協議会で御議論いただきましたが、資料の右下にございます赤の表というんですか、この項目で進めていきたいと思っております。これに関連しまして、指標の欄でございますけれども、それぞれに指標を設定していくということを考えております。

今後のスケジュール等ですけれども、一番下に書いてございますが、10月に協議会で目次案を御議論いただきまして、2月、今回、骨子案をお示ししまして、各部会で御意見をいただきたいと思っております。本部会では5項目を御意見いただきたいと思っております。その後、令和6年度に入りまして、幹事会を経まして、協議会で原案を御議論いただき、その後、パブリックコメントを行い、9月に公表を予定しております。

概略は以上でございます。

【平井生活環境安全課長】 生活環境安全課長の平井でございます。次期プランの改定骨子案について御説明させていただきます。資料7-2を御覧ください。

各テーマごとに、左側に現状と課題、右側に今後6年間の取組の方向性と指標案が記載されております。時間の兼ね合いもございますので、右側の項目の特に重要な項目を中心に御説明させていただきます。

最初は、骨子案番号2の「食を通じた健康づくり」でございます。右側1番の「健康的な食生活の実践」につきましては、当所としましては、若年層等への普及啓発に力を入れていきたいと考えております。

昨年度は、朝食を摂ることが健康的に生活する上で大切であること、今年度はバランスのよい食事を心がけることが、将来にわたる健康づくりに重要であることを分かりやすい動画にまとめて、東京都公式動画チャンネルである「東京動画」及びYouTubeにおいて配信中でございます。また、過去には高齢者のフレイル予防に関する動画も制作しておりますので、これらの動画や広報紙、講習会などにより、住民の意識を高め、行動変容を促してまいります。

2番の「健康づくりを实践しやすい食環境の整備」につきましては、多くの方々が外食を利用している実態がございますので、野菜を多く取り入れたメニューを提供している飲食店を増やし、ホームページで紹介するなどして、住民がバランスのよい食事を選択できる環境を整備してまいります。

また、企業の社員食堂や保育所、高齢者施設などにおいて、メニューへの栄養成分表示をしていただいたり、利用者やその家族に向けた「給食だより」や社内報、食堂内の掲示物などにより、健康的な食について情報提供していただけるよう支援し、住民のバランスの取れた健康的な食生活を後押ししてまいります。

3番の「健康づくりを支える人材の育成と連携体制の強化」につきましては、その年度年度で取り組むべき課題を設定した上で、圏域内の各市、関係団体、企業などと適宜適切な連携を図りながら対応策の検討を行うとともに、食生活の改善を支援する人材の育成や資質向上を図ってまいります。

指標としましては、2番の中で御説明いたしました、給食施設における「給食だより」などにおいて、野菜摂取に関する情報提供に取り組む施設を増やすこととしたいと考えております。

続きまして、骨子案番号15の「食品の安全確保」でございます。1番の「総合的な食品衛生対策の推進」につきましては、従来どおり、各市、関係機関、関係団体などと意見交換及び情報共有を行いながら、効率的な監視指導及び効果的な普及啓発など、総合的な

食品安全対策を推進してまいります。特に食中毒や法違反事案などが発生した場合には、現在もそうですけれども、休日や夜間を問わず迅速に対応し、危害の拡大防止に努めてまいります。

2番の「食品関係事業者に対する監視指導」につきましては、食中毒を起こしやすい食品を取り扱う店舗や、過去に食中毒を起こした店舗、違反や苦情のあった店舗などを重点対象として立入検査などを行い、食中毒や表示不備などの未然防止を図ってまいります。また、食中毒が起きた場合に、大人数の患者が発生してしまう、学校、保育園、高齢者施設などの集団給食施設や、ホテル、仕出し料理店などの大量調理施設に対する一斉監視指導などを行うとともに、各施設の実情に即したHACCPの定着を指導してまいります。

3番の「食品安全に関するリスクコミュニケーションの推進」につきましては、保健所主催の講習会のほか、各地区の食品衛生協会が主催する講習会などにおいて、最新のトピックスを周知するとともに、食中毒の発生状況や食の衛生管理に関する情報をお伝えすることにより、地域全体の食品衛生水準の向上を図ってまいります。また、広報誌やホームページのほか、分かりやすい動画の配信により、事業者を含む住民全体に食の安全・安心に関する情報を提供したり、食品衛生協会などの関係団体と協働して、地域のイベントなどにおいて街頭相談などを実施してまいります。

4番は、「飲食店営業等の調理施設における自主管理の向上」でございます。HACCPにつきましては、既に圏域内の多くの施設で導入済みでございますが、業界団体が作成したマニュアルをそのまま準用しているなど、実態と齟齬があると思われる施設もございます。絵に描いたもちでは適正な運用ができませんので、各施設の実態に即した内容に整備していただく必要がございますけれども、まずは飲食店営業や食品製造業などの許可施設を重点対象としまして、助言指導などを実施してまいります。また、個人事業主などでHACCP対応が困難な場合は、店舗に伺った上できめ細かい指導を行うなど、着実に導入・定着を推進してまいります。

指標としましては、4番の中で御説明いたしました、HACCPに沿った衛生管理計画、記録等による自主的衛生管理の適正実施施設を増やすこととしたいと考えております。

続きまして、骨子案番号16の「生活環境衛生対策」でございます。1番の「環境衛生施設の効率的効果的な立入検査及び自主管理の推進」につきましては、駅前の大規模商業ビルなど、多くの都民が利用する施設や、過去の検査において不適となった施設の検査頻度を増やすなど、メリハリをつけた監視指導を行うことで、効率的かつ効果的に実施して

まいります。また、営業者が実施した自己点検の記録の送付を受けるなどして、営業者の自主衛生管理を推進してまいります。

2番は、「レジオネラ対策の強化・拡充」でございます。レジオネラ感染症は、死に至ることもある危険な感染症でございますので、公衆浴場や旅館内の浴場、温水プールなどにおける衛生管理の徹底を図るとともに、採水検査においてレジオネラ属菌が検出された施設に対しては、原因究明調査を行い、その施設に応じた適切な指導を実施してまいります。

また、社会福祉施設は、当課の許可対象施設ではございませんが、レジオネラ属菌に感染すると重篤化しやすい高齢者などが多いことから、新規施設の情報を収集し、圏域内の施設を把握した上で、適正な衛生管理に必要な助言・指導を行ってまいります。万が一、レジオネラ症患者が発生した場合には、施設調査マニュアルに基づき、迅速に感染拡大防止を図るとともに施設への改善指導などを徹底してまいります。

3番は、「特定建築物の監視指導の充実」でございます。特定建築物とは、店舗、事務所、学校、旅館、興行場などとして使用される建物であって、その用途部分の延べ面積が3,000平方メートル以上のものでございますけれども、古いビルの建て替えや増改築などによって対象施設が増加しております。建築確認申請時の図面審査や完成時の室内空気環境測定などを適正に実施するとともに、例えば、最新の省エネ技術が導入されたビルなどにおいては、省エネと室内環境のバランスが適正に運用されているかどうかについて確認等をしてまいります。

4番は、「飲料水の安全確保」でございます。井水を処理して利用する専用水道については、施設ごとに年間水質計画やそれに沿った検査結果を提出していただくとともに、毎年、立入検査を実施してまいります。また、水道水を貯水槽経由で利用する小規模貯水槽水道につきましては、事業者から清掃点検報告書の提出を受け、管理が十分と認められない施設に対して必要な助言・指導を実施してまいります。

5番の「快適な居住環境づくりの相談・指導」につきましては、シックハウス症候群の原因ともなり得る住環境における化学物質ですとか、ノミ、ダニ、ネズミなどに関する住民からの相談のほか、様々な生活環境問題について、最新の情報に基づいて助言・指導を実施してまいります。

指標としましては、2番の中で御説明いたしました、レジオネラ属菌検出施設を減らすこととしたいと考えております。

骨子案番号17の「アレルギー疾患対策」の説明につきましては、副所長の飯田に替わ

ります。

【飯田副所長】 それでは、17番の「アレルギー疾患対策」について御説明をいたします。

まず左側の「現状と課題」のほうですけれども、現状につきましては、黒ポツで幾つか置いてありますが、基本的認識については今までと変わらないところです。それから管内で死亡例があったということも再度記載させていただいております。

3つ目のポツの全都調査の状況につきましては、最新の状況を入れさせていただいておりますが、引き続き3歳までに何らかのアレルギー疾患を罹患されていると診断されているお子様は約4割ということで、また食物アレルギーにつきましても、依然高い数値にはあるんですけれども、調査始まって以来、率としては初めて減少したというのが直近の状況でございます。アレルギー疾患に罹患している子供の割合は、前回調査と比べて、ぜんそくは1.9ポイント減少。増加傾向にございました食物アレルギーにつきましても、数字としては2.2ポイント減ったというような状況だそうでございます。

そこから下の部分につきましては、基本的に今の計画と同じ流れのことを書いてございます。最近の動きとしましては、黒矢印の一番上で、都ではアレルギー疾患をめぐる現状等を踏まえまして、計画の改定を令和4年の3月に行っているところでございます。

これらの状況を踏まえながら、現在のプランの取組をさらに着実に進めていく方向ということで今回書かせていただいております。課題としましては、矢印のところに書いてあるとおり、引き続き情報提供の在り方と医療及び相談体制の整備が課題です。2番目の予防対策の充実ですとか発生時の対応力の向上が課題です。3つ目が、適切な自己管理のための情報提供及び生活環境の改善・リスクの低減といったことが引き続き課題だということで整理しております。

その上で、右側の今後6年間の取組の方向性。こちらにつきましても、基本的な方向性は現行のプランと同じというふうに考えておまして、1番の「アレルギー疾患に対する正しい情報提供と多様な相談への対応」ということで、医療機関様においては患者の状態に合わせた適切な医療提供、保健所のほうでは、先ほどお話ししたような関係者への情報提供ですとか研修会の実施。市におかれましては、乳幼児健診等を通じての相談や情報提供等あるいは講習会等の開催。

それから、2番の「食物アレルギー予防対策の充実、発生時対応力の向上」ということも取り組むということで、保健所のほうでは、関係者の方々への情報提供ですとかアレル

ギー物質の表示の監視の強化、市及び関係機関の皆様におかれましては、表示と情報提供の推進等というようなことをお願いしたいと考えております。

そして、3番目の花粉症対策についてでございますが、こちらにつきましても、花粉の飛散状況の継続的な観測と、花粉症の予防・治療に関する情報提供等を引き続き取り組んでいきたいと考えております。

指標案につきましては、基本的に現行案と同じでございますけれども、アレルギー疾患等に関する情報提供及び普及啓発をこれまで以上に充実するというにしたいと考えております。

以上です。

【平井生活環境安全課長】 生活環境安全課長の平井でございます。

続きまして、骨子案番号18の「医薬品の安全確保及び適正使用」でございます。大変申し訳ございませんけれども、誤記が2か所ございますので、最初にお伝えいたします。

まず、右側1一番の第1項目の冒頭の「新たに追加される」は、「新たに追加された」と過去形に御修正をお願いいたします。「新たに追加される」を「新たに追加された」でございます。続きまして、2番の下から3行目の冒頭、「令和2年」は「令和3年」でございますので、お手数をおかけしますが、御修正のほど、よろしくをお願いいたします。

それでは、説明に戻ります。1番の「医薬品等の品質・安全性の確保」につきましては、平成29年に起きた偽造医薬品事件を受けて規制が強化された事項などにつきまして、引き続き周知や指導を行うとともに、情報通信技術の発展や医療提供体制及び医療ニーズの変化に伴って始まったオンライン診療に伴うオンライン服薬指導について、国が定めた実施要領に沿って適切に実施され、患者が利便性だけではなく、安全安心を実感できるよう、監視指導を実施してまいります。

2番の「かかりつけ薬局・薬剤師の育成」につきましては、薬剤師は、薬局内での調剤だけではなく様々な業務を行っております。まだ全ての薬剤師ではありませんけれども、かかりつけ薬剤師として患者さんの服薬状況を把握した上で、夜間・休日も含めて適切な指導を行ったり、在宅医療を受けている患者さんのお宅に薬を届けて服薬指導を行ったり、また、セルフメディケーションについてのアドバイスのほか、健康食品や健康グッズなどの適切な利用法などについての相談をお受けすることもございます。

このような薬剤師を増やすため、薬局・薬剤師の資質向上や健康サポート薬局の定着促進を進めてまいります。また、調剤時の服薬指導だけではなく、必要に応じて患者が適切

に服薬できているかどうか、薬が効いているかどうか、自覚していない副作用が出ていないかどうかなどについて、継続的にフォローしていくことが求められておりますので、適正な実施について指導してまいります。

また、令和3年に新たな制度として始まりました、地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局につきましては、保健所では、認定申請の受け付けや認定に伴う立入り確認等を所管しておりませんが、薬局や住民の皆さんに新たな制度を御理解いただくための周知を図ってまいります。

3番の「薬物乱用対策」でございますが、昨今の薬物乱用対策で問題となっているのは、若年層の大麻乱用が増加していること。そして、ドラッグストアなどで処方箋なしに購入できる医薬品のオーバードーズが中高生にまで広がっていることでございます。これらは、危険性を軽視したSNSなどによる情報を信じた若者が興味本位で使用してしまうケースや、日頃の悩みから逃れるために使用してしまうケースなどが多いようですが、重篤な健康被害につながるおそれのほか、より強い薬物への移行につながる可能性もございますので、各地区に設置されている薬物乱用対策推進協議会や、市と連携しながら啓発を行ってまいります。

指標としましては、2番の中で御説明いたしました、適正に継続的服薬指導を実施している薬局数を増やすこととしたいと考えております。

骨子案に係る説明は以上でございます。

【鈴木（達）部会長】 ありがとうございます。資料1から資料7までで説明が終わりました。資料7について、何か御意見・御質問がございましたら、忌憚なくお知らせいただきたいと思っております。また、資料1から資料6までの今までの説明も含めまして、お時間ありますので、御意見いただければと思っております。

では、私のほうから御指名させていただきたいんですけど、石川委員は食協の会長さんということで、HACCPの関係は大変苦勞されていると思っておりますが、今度の目標にもHACCPが入っています。食品衛生法の改正で義務化されましたけども、その辺りの実情ですとか、計画に対する御意見がございましたら、お話しいただければと思っております。

【石川委員】 はい、分かりました。HACCPについてということで、今御紹介いただきましたように、食品衛生協会の石川でございます。

私どもの食に携わる、食を提供するいろいろなお店が数多くありますけれども、食品衛生協会に加盟しているところしか把握できておりませんので、その辺の中でお話をさせて

いただきますが、当初、こういう衛生管理計画、これを義務化されるんだというお話をいただいたときに、非常に難しいというんですか、手つかずのままずっと進んできたんですが、実際に、始まる直前ということはないんですが、いろいろと話を進めていく間に、保健所さんのほうからの御指導もいただきながら、これに携わっていき、実際にその管理計画などを自分でやろうとすると、やはりちょっと戸惑うんですが、御指導いただくと、こうやってやればいいんだというのが、皆それぞれの業種によって違うんですけども、事細かく説明をいただくと、うちのお店ではこういうふうに、ここの部分はこうやればいいんだというのがよく分かるようになって、その管理計画が出来上がります。

そうすると、あとは、もうその計画に従ってチェックをしていくだけですので、もうあとは毎日、マルを付けたり、時にはバツのところもあったりすることもあるんでしょうけれども、今日は従業員に気分の悪い人がいたとか、たまたまそういうのがあったりすれば、もちろんチェックはしていくわけですけども、基本的には大体丸がついて、冷蔵庫の温度管理とかもきちんと付けてやっていくということで、それをやることによって、今度、安心します。また、仕入れをするときにも、仕入先に、例えばレトルト食品に穴が空いてたとか、そういうチェックも、きちんとそういうものにつけていると、クレームを出しやすいというんですかね、そういうふうなこともありますので、HACCPに沿った衛生管理は、始めると容易にできるという状況だと思います。

現状、どのくらいの割合できちんとやってくれているかというのは、数字的には出てきませんが、私の知っている範囲では、おおむねみんなこれに携わって、何らかの形というか、きちんとした形で皆さん対応していただいているという状況だと思っております。HACCPについては、そんな感じです。

もう一つ、ほかのことでいいですか。

【鈴木（達）部会長】 はい、どうぞ。

【石川委員】 すみません。マイクをいただいたので、ちょっともう一つお話ししたいんですけども、1年に一度なんですけど、組合員のところに食品衛生巡回指導というのをやっております。それは、保健所さんに協力いただいて、手指とかまな板とかの検査もしていただくんですけども、これを日にちを決めて、いついつ巡回しますよとやるんです。最初のうちは、正直言って、じゃあ、そのときに掃除しとけばいいやというような感覚ではいたんですけど、実はそうではなくて、年に1回必ずやると、一般の家庭もそうでしょうけど、厨房の大掃除ができるんですね。これは、あるとないでは全然違うので、やはりき

ちんと日にちを決めて行うというのはいいことだなというふうに思いました。

その一方、私たちに加盟してない飲食店がいっぱいあります。そういうところの巡回指導をこれからやっていかないと、食品の安全についてという、必ず最初に食中毒の現状というような話になるわけで、そういうことを防ぐためにやるわけですから、ぜひ我々の組合に入っていないところのいろいろな飲食店のところにも、そういう指導ができるような体制ができたらいいなというような思いを持っております。

申し訳ないです。すみません、以上です。

【鈴木（達） 部会長】 ありがとうございます。ほかの委員で、何か御意見ございませうでしょうか。

では、井村委員にちょっとお尋ねしたいんですけど、2番の「食を通した健康づくり」ということで、給食施設の関係をなさっていらっしゃると思いますけれども、いかがでしょうか。何か御意見ございませうでしょうか。

【井村委員】 はい、給食施設協議会の井村と申します。

食に関して、野菜の目標量であったり、いろいろなメニュー店の拡大だったりということでお話いただいているんですけど、どうしても物価の高騰、特に食材費の高騰がかなり目立つので、我々給食施設協議会の中の給食を出している施設、全ての施設で、やはり野菜を中心に食材費の高騰が見られるので、そこら辺でちょっといろいろ工夫をしていかなければいけないような現状はあります。

施設とは関係ないんですが、こういう野菜のメニューの120グラム以上使用しているメニューがあるお店ですとか、そういったところをお出ししていただいている現状があるので、そういうところのメニューを参考にしながら、給食施設のほうでも対応できる範囲でやればいいのかないかなというところは感じております。

【鈴木（達） 部会長】 ありがとうございます。やはり、なかなか値上げというのは難しいという状況なんですか。

【井村委員】 そうですね。どうしても給食費がある程度決められている中でやりくりをしなければいけないというのが現状なので、難しい部分もあるんですけど、いろいろなメニューを参考にしながら対応できればとは考えております。

【鈴木（達） 部会長】 ありがとうございます。それから、17番の「アレルギー疾患対策」ですけども、宮内委員、学校でも小さいお子さんにアレルギーの方が多くいらっしゃるからお聞きしますが、これから花粉症の季節になりますけど、お子さんのアレルギー、

食物アレルギーも含めて、学校の現状というのをちょっとお話しいただければと思います。

【宮内委員】 府中第六小学校校長の宮内です。

食物アレルギー、花粉症ですけど、花粉症は、もう今月の頭ぐらいからゴーグルつきの、ゴーグルのような眼鏡をかけているお子さんが登校してきて、私も花粉症なんですけれども、その子はすごい敏感なんでしょう。「飛んでるの？」って聞いたら、「飛んでますね」という話をしたりして、非常に私が子供の頃と全然違う、やはりアレルギーの花粉症を持ったお子さんが多くなっているのは実感しています。

食物アレルギーに関しても、非常に学校は気を遣っております。給食、そのほか宿泊学習のときですね。これが非常に気を遣って、保護者と担任、担任と宿、保護者と宿という形で、万全の体制を取っているつもりでも手違いがあったりする場合があるので、そこは本当にその場その場できちんと確認するということは、二重三重チェックをしているところでございます。

給食関係で、非常に府中市は気を遣っていただいているところもあるんですけども、それでもやはり、保護者のほうが対応食を持たせるのを忘れてりとかということが実はあったりするので、本当に担任は、全体指導もしながら個別の指導もするという非常に大変な状況になっているということは知っておいていただきたいというふうに思います。

それで、すみません、別件で、話を聞きながら、学校教育とどこが関係するかというところで、大きく関係するところで、骨子の18の一番最後に、3番の「薬物乱用対策」の一番最後のポツに、小中生を対象に東京都薬物専門講師制度を活用して薬物乱用防止教室などの開催、正しい知識の普及啓発とありまして、非常に各学校とも、必ず薬物乱用防止教室は取り組んでいるところでございます。

本校で言いますと、ちょうど月曜日に学校薬剤師という者がおりまして、その方が、六小では毎年6年生に対してクラスごとに授業をしてくださっているのです、こういった東京都薬物専門講師制度ということをもっと学校現場に下していただければもっとうれしかないかなと思いました。

以上になります。

【鈴木（達）部会長】 ありがとうございます。オンラインのほうで、府中市薬剤師会の中村委員が御参加いただいておりますけど、薬物乱用専門講師制度、薬剤師会も取り組まれていると思いますけども、何か御意見ございましたらお話しいただけますでしょうか。

【中村委員】 薬剤師会としましても、若者の薬物乱用というのは、最重要問題として捉えておられて、その辺の、まずは小学校、中学校、学校での教育に関しては、学校薬剤師、また薬物乱用講師が派遣講師として行かまして、その辺の啓蒙活動は積極的に行っているところではありますが、ただ、今インターネットの普及、SNS等で、小さい時分からその辺の間違った情報を個々の児童が捉えてしまっていて、それがオーバードーズ問題とかその辺に大きく関与してしまっていると思うんですが、オーバードーズに関して言えば、ドラッグストア系で配布してしまうというケースが全体の半分以上という統計も出てしまっているんですが、その辺、薬剤師会に入っていないドラッグストアとか、その辺の指導を、我々だけではちょっとし切れない部分もありますので、その辺は行政のほうからもちっと協力いただきたいというような現状でございます。

以上です。

【平井生活環境安全課長】 貴重な御意見、ありがとうございます。今後の施策の参考にさせていただきたいと思っております。ドラッグストアについても、立入り等、監視の際には、十分に指導を行って、現在もしているところでございますけれども、さらに一層、強力に指導を行ってまいりたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

【鈴木（達）部会長】 ありがとうございます。全体を通して、ほかに何か御意見ございませんでしょうか。

御指名させていただいて大変恐縮なんですけれども、公募委員の鈴木委員、何か全体を通して御意見ございましたら、お話しいただければと思います。

【鈴木（健）委員】 失礼します。鈴木です。初め入れずに失礼いたしました。まずは、健康、安全ということで、それはとても大切なことで、気をつけながら暮らしてはおりますが、健康とか、そういった対策のシステム化というのでしょうか、安全の指針とか健康のカロリーとか、そういった辺りや、100歳長寿の健康法といった情報はあるかと思いますが、そういった情報を伝えていく、やはりシステム化というのでしょうか、情報を分かり易く伝えたり、機会を逃さずに知れるようにしたりする、情報パックのようなシステム化の現状や何かアイデアといったものはありますか。すみません。何か少し抽象的な内容なのかもしれませんが宜しく願いいたします。

【松本統括課長代理（保健栄養担当）】 保健栄養担当の松本と申します。御質問ありがとうございます。望ましい食生活に関する普及啓発といったことでよろしいでしょうか。

【鈴木（健）委員】 はい。

【松本統括課長代理（保健栄養担当）】 そういったことは、まず各市のほうで住民に向けた取組等を行っております。例えば広報活動だったり、初めてお子さんを持つパパママ向けの講座、離乳食教室、それから成人向けの教育ですとか、小学校、中学校等でも食育として児童生徒の皆さんに直接教育を行っていらっしゃると思いますし、また、保健所と市や関係機関と連携して、今行っております若い世代向けの食生活改善のための取組ですとか、それ以降の特定健診を受けるぐらいの世代への啓発等につきましては、またこちらも、市のほうの保健センター等を通して行っていらっしゃるかと思います。

いろいろ役割分担をしながら、都民の方、また住民の方等への普及啓発等を行っております。そういったところでよろしいでしょうか。回答になっておりますでしょうか。

【鈴木（健）委員】 ありがとうございます。恐れ入ります。一方では、やはり圏域にはいろいろな住民の方々がいらっしゃるということもあり、安価で健康維持できる、まずはこれが必要であるなどの辺りを、やはり公的なところで指針など出していただけたら何より安心かというようにも思われ、そしてその情報などを日常で活かしやすくすべく学習体制や提供に関する現状を伺ったり少し申し上げたりいたしました。御回答ありがとうございます。

【鈴木（達）部会長】 ありがとうございます。時間も迫っておりますので、この骨子案を基に事務局で原案を作成するとのことでございます。

ほかに御意見がありましたら、本日配布されております「ご意見シート」というのがございますので、こちらに御記入いただき、事務局まで御返送いただく形でよろしいでしょうか。

【平井生活環境安全課長】 はい。本日、「ご意見シート」をお配りしてございますので、骨子案につきましてお気づきの点等ございましたら、3月4日までにシートに御記入いただき、事務局までお送りいただきたいと思います。よろしく願い申し上げます。

【鈴木（達）部会長】 では、委員の皆様、よろしくお願いいたします。

議事は以上となりますが、最後に今般の能登半島地震に関わる保健所の対応について御報告があります。事務局から御説明をお願いいたします。

【河西地域保健推進担当課長】 地域保健推進担当課長の河西と申します。災害派遣報告をさせていただきます。

（スライド）

まず、スライドを御覧いただければと思います。派遣の概要です。石川県の要請を受け

て、厚生労働省の調整によりまして、東京都は、先月9日から1.5次避難所に指定されました、金沢市にあります、いしかわ総合スポーツセンターへ保健師チームを派遣しております。本日は、主に当所の大井保健師がリーダーとなりました第2班の活動報告が中心となります。

(スライド)

こちらは、石川県の保健医療福祉調整本部の組織図となります。東京都保健師チームは、下のほうの避難所における保健活動という位置づけになります。この保健医療福祉調整本部ですけれども、石川県の災害対策本部の下に位置づけられておりまして、その本部と各保健所には、災害時健康危機管理支援チームというDHEATが支援に入っております。

(スライド)

DHEATといますのは、被災した自治体の保健医療部門などの指揮調整機能、いわゆるマネジメントの応援を行うチームとなります。現在、全国から11のDHEATが支援に入っておりまして、東京都も保健師チームと並行して、1月24日から2月16日まで県庁に支援に入りまして、5班が順次活動を行ってまいりました。当所からも、保健対策課長の深井をはじめ、後ろの席におります、栗原、河野、松本が活動を行ってまいりました。また、東京都保健師チームの第1班では、ロジ担当としまして、歯科保健担当課長の柳澤が現地入りをしております。

(スライド)

1.5次避難所の概要となります。スキームですけれども、赤丸の部分となります。避難希望者のうち、健康面で2次避難所となりますホテルや旅館等での生活に不安のある方を一時的に受け入れまして、二、三日かけて2次避難所ですとか高齢者施設などを調整しまして、移動を支援する役割とされています。

希望者ですけれども、能登半島から四、五時間かけて、行政が手配しました観光バスですとか自衛隊車両によって入所しています。また、高齢者施設からは自衛隊のヘリコプターなどで搬送されてきております。

(スライド)

1.5次避難所での支援対象者ですが、高齢者・障害者、それから妊婦さんなどの支援に配慮を要する方となりまして、2班の活動中の1月18日の時点で、避難者262名、高齢化率が97.8%、1週間以上の滞在率が15.7%。第3班では26.6%ということで、1.5次避難所から出られない介護や生活支援が必要な高齢者への対応が課題となっております。

ります。

主な活動は、少し小さいのですが、右上になります。施設全体は、バスケットコート4面の入る体育館にテントが並びまして、そこに入所する避難者に対しまして、入所時の健康チェック、健康観察、健康管理、避難所内の衛生管理、環境整備が中心となりました。

この中で、保健師班としての役割は主に3点ございました。1点目は、避難者の個別支援対応としまして、必要な支援の見極めと専門職との支援調整です。薬剤師会、栄養士会、福祉やリハビリなどの専門職による支援チームへつなげたりですとか、避難者のつらい気持ちを受け止めたりということで、個別対応になっております。

2点目ですけれども、避難者全員とコンタクトを取る中で、全体把握、健康課題の課題抽出、本部への改善策の提案というところがありました。特にこの改善策の提案は、保健師の重要な役割となっております。

3点目は、事故予防を含めました生活環境整備、感染症対策の徹底です。こちらも見えにくくて申し訳ないんですが、右下の写真ですけれども、保健師班から本部へ提案して改善された事例になります。当初、二、三日の通過施設ということでしたので、提供される食事がおにぎりやパンばかりということで、高齢者の多い避難所となりましたので、栄養の偏りですとか窒息の予防のために本部へ課題提示しまして、栄養士チームにより改善がされています。

また、真ん中ですけれども、トイレにおむつなど衛生用品が直置きされておまして、不潔に保管されていたので、カラーボックスなどの設置を提案しまして環境が改善されております。

左の写真ですけれども、トイレで嘔吐があった際の消毒中の写真となります。感染経路を遮断するために、消毒液の濃度ですとか飛散範囲を確認して処理をすること。感染源・感染ルートの確認、拡大防止対策の徹底のための巡回などを実施しておりました。

これらの活動は、日々の保健師活動でも実施しておりますけれども、災害現場では複数の事案にスピード感を持って対応することが求められておりました。多職種でのチームと一緒に健康課題や予防活動に取り組むといった平時の保健師活動が、災害時に役に立つということを改めて学ぶ機会となっております。

活動報告は以上となります。

【鈴木（達） 部会長】 ありがとうございます。能登半島地震の対応につきましては、保健所の皆さんのみならず、本日お集まりの委員の方々、また、所属していらっしゃる組

織でいろいろ御支援、御活動されていると存じます。どうぞ今後ともよろしく願いいたします。

議事は以上となりますが、全体を通して何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして、本日予定をしておりました議事が終了いたしましたので、進行を事務局にお返しいたします。本日は、円滑な議事進行に御協力いただきまして、ありがとうございました。

それでは、事務局、よろしく申し上げます。

【平井生活環境安全課長】 鈴木部会長、議事進行ありがとうございました。

本日の概要につきましては、来年度の地域保健医療協議会に報告させていただきます。長時間にわたり貴重な御意見をいただき、誠にありがとうございました。

また、ウェブ参加の皆様方におかれましては、音声が聞きにくい状況にありましたこと、改めておわび申し上げます。次回に向けて改善を図りたいと考えます。

さて、来年度の協議会の開催は7月頃を予定しております。7月の協議会開催に向けた日程調整票をお配りしてございます。こちらにつきましても、お忙しいところ大変恐縮でございますけれども、3月4日までにメールまたはファクシミリにて御回答いただきますよう、お願い申し上げます。4月以降、改めて開催日時の御案内をいたしますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、これもちまして、本日の生活衛生部会は閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

閉会：午後3時01分